

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ピクセラ

【英訳名】 PIXELA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡浩

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06)6633-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 池本敬太

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06)6633-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 池本敬太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第30期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第29期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高 (千円)	2,856,588	5,273,175	11,670,608
経常利益 (千円)	80,511	325,861	318,246
四半期(当期)純利益 (千円)	103,790	243,877	386,842
純資産額 (千円)	139,301	661,152	412,725
総資産額 (千円)	3,286,934	5,303,489	3,768,849
1株当たり純資産額 (円)	12.76	60.15	37.81
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	9.51	22.34	35.44
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)		22.01	
自己資本比率 (%)	4.2	12.4	11.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	253,940	1,566,917	420,737
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,926	20,901	5,071
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	98,910	36,717	336,235
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	223,461	1,659,744	150,647
従業員数 (人)	193	194	193

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 第29期第1四半期連結累計(会計)期間及び第29期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。当社グループは、製品及びサービスの種類別に事業を展開しており、「ホームAV事業」、「パソコン関連事業」、「AVソフトウェア事業」の3つを報告セグメントの区分といたしました。また、前記のいずれの報告セグメントにも属さない製品、サービスをその他事業に区分しております。変更の内容については、『第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報』に記載のとおりであります。

各報告セグメント及びその他事業に係る主な事業内容の概要と主要製品は、概ね次のとおりであります。

(ホームAV事業)

地上デジタル液晶テレビや地上デジタルチューナーなどのデジタルAV家電及び関連製品、組込部材、半導体等の開発・製造・販売をおこなっております。デジタルAV家電及び関連製品は、自社ブランド「PRODIA」を展開し、一般及び業務用途向けに販売しております。組込部材は、テレビメーカーやディスプレイメーカー向けに販売しております。

また、これらの製品やスマートフォンなどのモバイル機器向けにテレビ視聴に関連するソフトウェアなどの開発をおこなっております。この開発資産は自社製品に活用するほか、他社向けに組込ソフトウェアとして販売をおこなっております。他社への販売は受託開発又はロイヤルティの形態で受注いたします。

(パソコン関連事業)

テレビキャプチャー及び関連製品の開発・製造・販売をおこなっております。テレビキャプチャー及び関連製品は、コンシューマ向け販売のほか、パソコンメーカー向けにOEMによる販売をおこなっております。

また、テレビキャプチャー向けにテレビ視聴に関連するソフトウェアなどの開発をおこなっております。この開発資産は自社製品に活用するほか、他社向けにSDK(ソフトウェア開発キット)やバンドルソフトウェアとして販売をおこなっております。他社への販売は受託開発又はロイヤルティの形態で受注いたします。

(AVソフトウェア事業)

デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ向けに映像の編集に関連するソフトウェアの開発・販売をおこなっております。この開発資産は主に他社向けにバンドルソフトウェアとして販売をおこなっております。他社への販売は受託開発又はロイヤルティの形態で受注いたします。

(その他事業)

主に光触媒機能性塗料の開発・製造・販売をおこなっております。

各報告セグメント及びその他事業の主要製品は以下のとおりであります。

事業区分	主力製品
報告セグメント	
ホームAV事業	地上デジタル液晶テレビ、地上デジタルチューナー、地上デジタル放送受信モジュール、ARIBミドルウェア、ワンセグ視聴アプリケーション「StationMobile」シリーズ、データ放送ブラウザ、シリコンチューナーモジュール
パソコン関連事業	Windows及びMac向けテレビキャプチャー、キャプチャーSDK、テレビ視聴アプリケーション「StationTV」シリーズ、ムーブエンジン
AVソフトウェア事業	映像編集アプリケーション「MediaBrowser」シリーズ、3D編集エンジン
その他事業	光触媒機能性塗料

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	194
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であります。
- 2 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員等)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員が従業員数の10/100未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	178
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。
- 2 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員等)は、当第1四半期会計期間の平均人員が従業員数の10/100未満であるため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ホームAV事業	3,832,615	
パソコン関連事業	496,702	
AVソフトウェア事業	64,024	
その他事業	61,425	
合計	4,454,768	

(注) 1 上記の金額は製造原価によっており、消費税等は含まれておりません。
2 「その他事業」は光触媒塗料関連等に関わるものであります。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ホームAV事業	3,838,036		995,028	
パソコン関連事業	525,407		229,423	
AVソフトウェア事業	16,687		10,895	
その他事業	94,532		29,790	
合計	4,474,663		1,265,136	

(注) 1 上記の金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。
2 各セグメント事業の自社ブランド製品のうち、受注予測に基づく見込生産によっているものについては、上記受注実績には含まれておりません。
3 「その他事業」は光触媒塗料関連等に関わるものであります。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
ホームAV事業	4,519,796	
パソコン関連事業	517,234	
AVソフトウェア事業	129,477	
その他事業	106,666	
合計	5,273,175	

(注) 1 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
加賀ハイテック株式会社	118,793	4.2	1,668,452	31.6
株式会社ジャバネットたかた			1,164,458	22.1
イオンリテール株式会社	1,639,103	57.4	846,497	16.1
Taiwan Hitachi Asia Pacific	370,329	13.0		

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 「その他事業」は光触媒塗料関連等に関わるものであります。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は発生しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)におけるわが国経済は、円高や欧米経済の停滞などのマイナス要因があったものの、政府の経済対策や中国を中心とした新興国経済の需要拡大に支えられ、全体として足踏み状態で推移いたしました。

こうしたなか、当社グループは、地上デジタル放送への完全移行に向けた需要拡大に応えるため、引き続きテレビを中心とする受信関連機器の拡充をおこなう一方、今後の収益の柱とすべくモバイル関連製品の開発に取り組むことを重点課題として新たな期をスタートさせました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は52億73百万円（前年同四半期比84.6%増）、営業利益3億5百万円（前年同四半期比102.7%増）、経常利益3億25百万円（前年同四半期比304.7%増）、四半期純利益2億43百万円（前年同四半期比135.0%増）となりました。

セグメント別の業績の概況は以下のとおりであります。

〔ホームAV事業〕

地デジへの切り替えと家電エコポイント制度の変更による駆け込み需要が重なり、地上デジタル液晶テレビの販売が急増しました。また、地上デジタルチューナーにつきましても底堅く推移し、これらの結果、当事業の売上高は45億19百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）は、液晶テレビの販売増加と円高による仕入原価の低下が販売に係る諸経費を吸収し、3億41百万円となりました。

〔パソコン関連事業〕

パソコンでテレビの視聴・録画ができるテレビキャプチャーは、搭載機種数の増加に加え、新規OEM先への納入が開始されたことから、これらに付随するテレビ視聴アプリケーションとともに順調に推移いたしました。これらの結果、当事業の売上高は5億17百万円、セグメント利益（営業利益）は56百万円となりました。

〔AVソフトウェア事業〕

デジタルカメラやデジタルビデオカメラの販売台数が順調に伸び、これらに同梱される映像編集アプリケーション等のロイヤルティ収入が堅調に推移いたしました。これらの結果、当事業の売上高は1億29百万円、セグメント利益（営業利益）は49百万円となりました。

〔その他事業〕

主に光触媒塗料事業を展開しておりますが、当四半期の当事業の売上高は1億6百万円、販売管理費の縮小によりセグメント利益（営業利益）は8百万円となりました。

（注）当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報の開示に関する会計基準」等を適用し、セグメント区分を変更したため、各セグメントの対前年同期との金額比較は記載しておりません。また、各セグメントのセグメント利益（営業利益）は、「セグメント情報」に記載のとおり、各セグメントに配分していない全社費用1億50百万円を配分する前の金額であります。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ15億34百万円増加し、53億3百万円となりました。これは、現金及び預金が15億9百万円、受取手形及び売掛金が2億21百万円、それぞれ増加したことなどによるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ12億86百万円増加し、46億42百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が12億68百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ2億48百万円増加し、6億61百万円となりました。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が2億43百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ15億9百万円増加し、16億59百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は15億66百万円(前年同期に比べ13億12百万円の増加)となりました。これは主に、売上債権の増加2億21百万円等の減少要因があったものの、税金等調整前四半期純利益3億2百万円、仕入債務の増加12億68百万円等の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は20百万円(前年同期に比べ18百万円の増加)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は36百万円(前年同期に比べ62百万円の減少)となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計年度におけるグループ全体の研究活動の金額は、77百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,034,100	11,034,100	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	11,034,100	11,034,100		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権(平成14年9月19日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,190 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	119,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年9月20日から平成24年9月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712 (注) 2 資本組入額 356 (注) 2
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。

2 新株発行による調整後の価額であります。

3 細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

新株予約権(平成17年12月16日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,100 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,895
新株予約権の行使期間	平成19年12月17日から平成23年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,895 資本組入額 948
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使不可 (注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 (注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。

2 細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年9月16日取締役会決議 第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	16,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600,000 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280 (注) 9 ~ 11
新株予約権の行使期間	自平成22年10月5日 至 平成24年10月9日 (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140 (注)15
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使不可 (注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 第4回新株予約権について

1. 本新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金4,624,000円
3. 申込期間 平成22年10月4日
4. 割当日及び払込期日 平成22年10月4日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、日興コーディアル証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,600,000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)、但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行後、第11項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 調整後交付株式数 =
$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整をおこなうときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整をおこなう旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知をおこなうことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれをおこなう。
7. 本新株予約権の総数 16,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金289円(本新株予約権の目的である株式1株当たり金2.89円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。))に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初金280円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。
10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。))の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。以下「修正後行使価額」という。))に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金127円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項による調整を受ける。))を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正がおこなわれる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整をおこなう場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

但し、本 に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、発行会社はその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整はおこなわない。

- (3)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はおこなわないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整をおこなう。

株式の併合、合併、会社分割又は株式分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整をおこなうものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整をおこなうものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整をおこなうとき(第10項の定めにより下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知をおこなうことができないときは、適用の日以降すみやかにこれをおこなう。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成22年10月5日から平成24年10月9日(但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社取締役会で定める取得日の前営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金289円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法によりおこなうものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割をおこなうこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に第11項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知がおこなわれることによりおこなわれる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知がおこなわれ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 難波支店

19. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下の通りであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(但し、6.「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、16.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。

行使価額の修正頻度：行使の都度、第(2)項に記載のとおり修正される。

(3) 行使価額等の下限

行使価額の下限：当初127円(但し、「11. 行使価額の調整」欄による調整を受ける。)

交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、交付株式数は100株で確定している(但し、「6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)

資金調達の下限：本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記 項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：207,824,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項が設けられている(「14. 本新株予約権の取得」欄第(1)項を参照)。

本新株予約権には、20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が(3) に記載の行使価額の下限を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たり289円にて残存する本新株予約権の全部を取得する義務を負うとする条項が設けられている(「14. 本新株予約権の取得」欄を参照)。

- (5) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について本新株予約権の割当先との間の取決めの内容
今回の資金調達は、当社が割当先に対し、行使期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権を第三者
割当の方法によって割当て、割当先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなって
います。

当社が割当先との間で、本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結しておりま
す。

[ファシリティ契約の内容]

ファシリティ契約とは、当社と割当先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるも
のであり、以下のとおり、ファシリティ契約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株
予約権の行使を可能とすること、割当先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力するこ
と等を規定するものです。

割当先は、平成22年10月5日から平成24年9月7日までの期間(以下「ファシリティ契約期間」といいま
す。)においては、本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に行使する場合のほか、
本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、ファシリティ契約期間において、随時、何回でも、割当先に対して本新株予約権の行使を要請する
期間(以下「行使要請期間」といいます。)及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株
予約権の個数(以下「行使要請個数」といいます。)を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めるときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当先
に対して通知(以下「行使要請通知」といいます。)を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場
合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実について公表がされた後でなければ、行使要請
通知をおこなうことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間において、行使要請個
数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、割当先は、本新株予約権を行
使する義務は負っていません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、一定の限度があり、20取引日以上との期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請通知個数は、一定の限度があり、100個以上、11,000個以内の範囲で
す。

当社は、割当先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請
通知を撤回することができます。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間が4取引日未満である
場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

VWAPの90%に相当する金額(以下「本VWAP値」といいます。)が500円(最近3年間の株価推移を勘案して
決定しました。)を超える場合には、その超過した日の翌取引日から、本VWAP値が500円以下となる日まで
の期間は、ファシリティ契約に基づく割当予定先に対する制約は解除され、割当先は自社の裁量で自由
に行使することが可能となります。但し、その超過した日が行使要請期間中である場合には、行使要請期
間の終了日までの期間は上記制約は解除されません。

約2年間の行使期間のうち最後の1ヶ月間は、自由行使期間となり、割当先は自社の裁量で自由に行使す
ることが可能となります(なお、当社は、取締役会の決議を経た上で、いつでも本新株予約権を取得・消
却することができます。)

- (6) 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

- (7) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結された取決めの内
容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内
でおこなう当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株をおこな
わない旨の合意をしております。

なお、割当先と当社の特別利害関係者である株式会社エス・エス・ディの間で株券貸借取引契約の締結をして
おります。

- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第1四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		11,034,100		2,562,389		2,717,669

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 118,600		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,913,900	109,139	同上
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	11,034,100		
総株主の議決権		109,139	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ピクセラ	大阪市浪速区難波中 二丁目10番70号	118,600		118,600	1.07
計		118,600		118,600	1.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	256	241	270
最低(円)	185	182	217

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士 日野利泰及び公認会計士 重谷芳人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,659,744	150,647
受取手形及び売掛金	2,497,509 ²	2,275,640
商品及び製品	327,000	475,895
仕掛品	157,650	99,472
原材料及び貯蔵品	126,101	178,392
繰延税金資産	-	56,309
その他	144,246	151,890
貸倒引当金	18,492	18,397
流動資産合計	4,893,761	3,369,851
固定資産		
有形固定資産	148,080 ¹	128,548 ¹
無形固定資産		
ソフトウェア	23,662	26,050
電話加入権	817	817
無形固定資産合計	24,479	26,867
投資その他の資産		
投資有価証券	137,495	142,907
保険積立金	3,849	3,819
敷金	85,468	85,468
その他	15,214	16,246
貸倒引当金	4,860	4,860
投資その他の資産合計	237,167	243,581
固定資産合計	409,728	398,997
資産合計	5,303,489	3,768,849
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,325,314	2,056,816
短期借入金	189,700	222,000
1年内返済予定の長期借入金	45,726	48,696
未払金	160,005	165,771
未払費用	274,993	221,255
未払法人税等	8,708	22,067
前受金	313,724	304,274
賞与引当金	42,080	56,518
その他	76,714	76,936
流動負債合計	4,436,966	3,174,335
固定負債		
長期借入金	161,975	168,037
資産除去債務	29,642	-
繰延税金負債	12,753	12,750
長期預り保証金	1,000	1,000
固定負債合計	205,371	181,787
負債合計	4,642,337	3,356,123

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,562,389	2,562,389
資本剰余金	3,218,618	3,218,618
利益剰余金	4,972,207	5,216,084
自己株式	125,026	125,026
株主資本合計	683,774	439,896
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,246	27,171
評価・換算差額等合計	27,246	27,171
新株予約権	4,624	-
純資産合計	661,152	412,725
負債純資産合計	5,303,489	3,768,849

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,856,588	5,273,175
売上原価	2,321,527	4,610,668
売上総利益	535,060	662,506
販売費及び一般管理費	384,579	357,438
営業利益	150,481	305,067
営業外収益		
受取利息	0	-
為替差益	-	28,336
雑収入	169	-
営業外収益合計	170	28,336
営業外費用		
支払利息	2,341	2,799
持分法による投資損失	34,685	-
為替差損	28,715	-
支払手数料	-	4,238
その他	4,397	504
営業外費用合計	70,140	7,542
経常利益	80,511	325,861
特別利益		
賞与引当金戻入額	7,023	-
債務保証損失引当金戻入額	17,371	-
その他	3,558	-
特別利益合計	27,952	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	23,733
事業撤退損	1,900	-
特別退職金	1,205	-
特別損失合計	3,105	23,733
税金等調整前四半期純利益	105,358	302,128
法人税、住民税及び事業税	1,568	1,940
法人税等調整額	-	56,309
法人税等合計	1,568	58,250
少数株主損益調整前四半期純利益	103,790	243,877
少数株主利益	-	-
四半期純利益	103,790	243,877

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	105,358	302,128
減価償却費	13,458	15,495
貸倒引当金の増減額(は減少)	994	94
賞与引当金の増減額(は減少)	34,964	14,437
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	17,371	-
受取利息及び受取配当金	0	-
支払利息	2,341	2,799
為替差損益(は益)	588	201
持分法による投資損益(は益)	34,685	-
売上債権の増減額(は増加)	833,795	221,868
たな卸資産の増減額(は増加)	15,429	143,006
仕入債務の増減額(は減少)	1,021,955	1,268,497
未払金の増減額(は減少)	54,936	6,698
その他	14,457	88,973
小計	267,025	1,578,192
利息及び配当金の受取額	0	-
利息の支払額	7,275	3,420
法人税等の支払額	5,810	7,854
営業活動によるキャッシュ・フロー	253,940	1,566,917
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,106	24,611
無形固定資産の取得による支出	-	1,600
投資有価証券の売却による収入	3,210	5,340
保険積立金の積立による支出	30	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,926	20,901
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	88,500	32,300
長期借入金の返済による支出	10,362	9,032
新株予約権の発行による収入	-	4,624
配当金の支払額	48	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,910	36,717
現金及び現金同等物に係る換算差額	593	201
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	152,510	1,509,096
現金及び現金同等物の期首残高	70,951	150,647
現金及び現金同等物の四半期末残高	223,461	1,659,744

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益は、それぞれ483千円減少し、税金等調整前四半期純利益は24,216千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は29,563千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結貸借対照表)	<p>前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「前受金」は5,000千円であります。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>また、前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は3,878千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、545,809千円です。 2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 13,456千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は、513,488千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料 84,512千円 賞与引当金繰入 10,132千円 研究開発費 121,343千円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料 77,598千円 賞与引当金繰入 13,854千円 研究開発費 77,369千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 223,461 預入期間が3か月を超える定期預金 現金及び現金同等物 223,461	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 1,659,744 預入期間が3か月を超える定期預金 - 現金及び現金同等物 1,659,744

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	11,034

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	118

3 新株予約権等に関する事項

平成22年9月16日取締役会決議 第4回新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
株式会社ピクセラ	普通株式	1,600	4,624

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

コンピュータ周辺機器のハードウェア・ソフトウェア及びデジタル放送受信機器等の開発・製造・販売、その他の事業の売上高、営業損失及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高及び資産の金額の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	370,516	723	371,240
連結売上高(千円)			2,856,588
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.0	0.0	13.0

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア.....中国、台湾、マレーシア

その他の地域.....カナダ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討をおこなう対象となっているものであります。

当社は、製品及びサービスの種類別に事業を展開しており、「ホームAV事業」、「パソコン関連事業」及び「AVソフトウェア事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ホームAV事業」は、主に地上デジタル液晶テレビ、地上デジタルチューナー及び地上デジタル放送受信モジュール等の開発生産をおこなっております。「パソコン関連事業」は、主にパソコン向けのテレビキャプチャー等の開発生産をおこなっております。「AVソフトウェア事業」は、主にデジタルカメラ及びデジタルビデオカメラに同梱されるソフトウェア等の開発をおこなっております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ホームAV	パソコン関連	AVソフトウェア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,519,796	517,234	129,477	5,166,508	106,666	5,273,175
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	4,519,796	517,234	129,477	5,166,508	106,666	5,273,175
セグメント利益	341,256	56,315	49,195	446,767	8,650	455,418

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、光触媒塗料事業等を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	446,767
「その他」の区分の利益	8,650
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	150,350
棚卸資産の調整額	
四半期連結損益計算書の営業利益	305,067

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎研究費等であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

「現金及び預金」及び「支払手形及び買掛金」が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	1,659,744	1,659,744	-	(注)
支払手形及び買掛金	3,325,314	3,325,314	-	(注)

(注) 「現金及び預金」及び「支払手形及び買掛金」の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループでは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	60.15円	1株当たり純資産額	37.81円

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	9.51円	1株当たり四半期純利益金額	22.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	22.01円

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(千円)	103,790	243,877
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,790	243,877
期中平均株式数(千株)	10,915	10,915
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利 泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続によりおこなわれており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続によりおこなわれた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用している。
- 2 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度において1,014,451千円の営業損失を計上し、4期連続の営業損失となった。当第1四半期連結会計期間においては150,481千円の営業利益を計上しているが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
- 3 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年1月4日付で連結子会社である貝賽菜(上海)多媒体信息技术有限公司の清算が終了した。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。